

令和元年度議会報告会開催に伴う提言書に対する市の対応

提言事項1 消防団の機能強化による地域防災力の向上について

【議会としての提言】

①資機材等の充実

消防団は地域防災力の要であり、昨年10月に発生した台風19号による大雨の際にも、救助活動や避難誘導、土嚢積み等の活動が行われたが、資機材等の不足により活動に支障が生じた事例があったことから、市民はもちろん、団員の命を守るためにも、資機材等のニーズを適切に把握し、計画的に資機材等の充実を図るよう努めること。

②消防団優遇制度・補償制度の充実による消防団員の確保

消防団の担い手不足が課題となっていることから、栃木市消防団サポート事業などの優遇制度の更なる周知・拡充や、団員が安心して活動できるよう公務出勤時の損害に対する補償制度の充実について検討し、団員の確保に努めること。

③女性消防団員の活躍の推進

高齢化社会が進展する中、女性ならではの視点で高齢者等の災害弱者へのきめ細やかな対応や平時における災害予防などに取り組んでいくことも重要であることから、女性消防団員を確保するための対策を講じるとともに、活動内容について積極的なPRに取り組むこと。

【市の対応】 所管課：消防総務課

①資機材等の充実

消防団活動に利用する資機材等につきましては、日頃から団活動に支障が無いよう団員からのニーズを把握し計画的に資機材等の充実に努めているところであり、本年度に装備しました主な資機材については以下の通りです。

・消防団員情報共有資機材の補充

消防団活動において、有効活用している簡易無線機については、利用時間が長期に及ぶ場合バッテリー切れにより使用出来なくなることが懸念されるため、令和2年4月に無線機用の充電電池と充電器を追加購入し全分団に配布いたしました。

・水防活動用資機材等の補充

令和2年7月に土嚢袋や砂を購入し水防資機材を補充すると共に皆川地区、惣社地区、都賀町木の3か所に、新たに1トンの大型土嚢を配備いたしました。

また、藤岡町、大平町、吹上地区では消防団員が200～250袋の土嚢を作成し、総合支所や公民館、分署などに備蓄いたしました。

・消防団個人装備品等の補充

令和2年9月には団員から要望の多かった雨衣864着を全分団に配備、令和3年度内には全団員への配備を完了する予定であります。

また、令和3年度の新入団員から、機能性と視認性に優れた活動服を順次貸与していく

予定であります。

②消防団優遇制度・補償制度の充実による消防団員の確保

・消防団優遇制度の充実

平成28年度から導入した栃木市消防団サポート事業については、団員や同居する家族がサポートカードを提示することで、飲食店や販売店などで料金の割引や特典などの優遇措置を受けられる制度であり、現在は94店舗が登録されています。今後も市内事業所の登録数を増やすことで優遇制度の更なる充実を図ってまいります。

・補償制度の充実

消防団員の公務出勤時の損害に対する補償制度については、全団員1103名が公務災害補償等制度と福祉共済へ加入することで公務中はもちろん、公務外での疾病や事故等、消防団員の健康管理までもサポートする補償内容となっております。これにより令和元年度は、消火活動中の公務災害1件と台風第19号による床上浸水や車両浸水の被災に対し、延べ143件の補償金及び見舞金が支給されております。

・消防団員の確保

消防団員の募集については、ホームページや広報紙等を通じ継続的に実施しております。特に次年度は消防団が改編されることから、令和3年1月発行の広報とちぎ2月号において、消防団の紹介や組織改編及び消防団員募集の特集を組み消防団員の確保に努めてまいります。

③女性消防団の活躍の推進

・火災予防活動の積極的導入

女性消防団の初の試みとして、令和2年11月の火災予防週間において、街頭での立哨と車両での広報活動を実施しました。コロナ禍での女性団員の活動は、下野新聞や栃木ケーブルテレビに取り上げられ、さらには、総務省消防庁ホームページの消防団充実強化策取組事例に掲載されるなど、栃木市消防団女性分団の存在を広くPRしたところであります。

・防災への取組みと女性消防団員の確保

女性消防団の災害時の対応として、令和2年8月に女性団員と消防本部が災害情報を共有するSNSグループを立ち上げました。今後は、女性団員が、身近で起きている災害に関する正確な情報を効率的に収集し、防災に役立てられるよう、SNSを利用した訓練を計画しております。

また、これらの各種取組みを通じ、市民の安全・安心を支える女性消防団の存在意義をアピールすることで団員の確保に努めてまいります。

提言事項2 学童保育環境の充実による児童の健全育成について

【議会としての提言】

核家族世帯や共働き世帯が増加する中、日中保護者がいない児童の健全育成を図ることはもちろん、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるようにするためにも、学童保育の

重要性はますます高まっている。

①学校等との児童に関する情報の共有

市内各民間学童保育運営者及び学童保育支援員においては、児童の学校での状況や障がい・発達段階に応じた質の高い保育を提供しようと尽力しているものの、児童に関する情報の不足により対応に苦慮している事例がみられることから、質の高い保育に加え、災害等の緊急時においても児童の命を守るために適切に対応できるよう、学校等と連携し可能な限り必要な情報を共有できるような仕組みを整備すること。

②処遇改善に向けた取り組みの推進

主に低賃金や不規則な勤務などの処遇面が要因で人材の確保が困難な状況になっていると考えられることから、処遇改善に向けた取り組みを推進すること。

【市の対応】 所管課：子育て支援課

①学校等との児童に関する情報の共有

学校等との連携につきましては、学童保育の実施にあたり、円滑かつ適切な運営をはかるために、学校関係の職員、学童保育利用保護者等を委員とした栃木市学童保育運営委員会を設置しており、その中で学童保育における事業計画、事業内容を検討するなど全体を見通した情報共有を図っております。

また、学童保育でおやつを提供をしていることから、食物アレルギーの情報提供について、保護者の同意を得たうえで、学校から情報提供を受けております。

特別な支援を必要とする子どもの対応については、こどもサポートセンターの心理士による巡回相談等を行っておりますが、緊急事案への対応等については、更なる連携が必要になるものと考えられますので、今後も情報を共有できる仕組みの整備について検討していきたいと考えております。

②処遇改善に向けた取り組みの推進

公設公営の学童保育の支援員につきましては、令和2年4月から「栃木市会計年度任用職員」として、給与等の改善を図ったところであります。

勤務形態につきましては、平日は児童が下校する時間に合わせた勤務となることから、1日4～5時間の短時間勤務であります。学校の長期休業中につきましては、開設が長時間になることから、2種類の勤務時間を設定し、本人の希望により選択していただいているほか、支援員間でシフト調整を図るなど、無理のない勤務となるようにしております。

今後も処遇改善を図り、支援員の確保に努めてまいります。

提言事項3 部活動指導員制度の活用促進について

【議会としての提言】

①部活動指導員制度の活用促進

部活動指導員制度は、生徒への専門的指導に加え、教職員の負担軽減など働き方改革の面からも一定の効果がみられることから、制度の活用促進を図ること。

②教職員と部活動指導員間の生徒に関する情報の共有

部活動指導員の職務内容は、部活動の技術的指導だけではなく、生徒指導や学校外での活動の引率など多岐にわたっている。様々な生徒に適切な指導を行う上で、教職員と部活動指導員間で生徒に関する情報の共有や部活動に対する意思の疎通が必要不可欠であるため、常に情報の共有を図れるよう努めること。

③教職員や生徒等への部活動指導員の周知

担当部活以外の職員や生徒等との接点がないという意見が見受けられるため、部活動指導員が学校の中に上手く溶け込み、円滑な連携がとれるように、教職員や生徒等への紹介の場を設けるなど部活動指導員の周知を図ること。

【市の対応】 所管課：学校教育課

①部活動指導員制度の活用促進

部活動指導員制度については、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の中で、教職員の負担軽減に加え、将来的には部活動が地域単位に移行された場合においても、地域の専門的な人材活用の中心的な役割を担うことが期待されております。本市においては、今年度は昨年度同様に5名の部活動指導員を採用し、必要とされる学校に配置し、生徒の競技技術の向上や教職員の働き方改革の推進に成果を上げており、来年度も引続き制度の実施を予定しております。

②教職員と部活動指導員間の生徒に関する情報の共有

学校教育の一環である部活動は、生徒にとって人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場でもあるため、教科学習とは違った重要性があります。そのため、部活動指導員が学校組織の一員として機能的に対応できるよう、各校作成の部活動に係る活動方針について共有化を図るとともに、教職員との定期的な情報交換等を行うことでよりよい部活動運営に努めてまいります。

③教職員や生徒等への部活動指導員の周知

年度初めの全校集会やPTA 総会、学校だよりを通じて、部活動指導員を紹介する機会を設け、教職員だけでなく、生徒、保護者にも広く周知することで、部活動指導員には学校の職員の一員として、児童生徒への指導にあたっていただきます。

提言事項4 公共工事における働き方改革の推進による担い手の確保について

【議会としての提言】

建設業は地域のインフラの整備・維持に加え、災害時の復旧作業など市民の暮らしを支える重要な産業であるが、近年、若手職人の不足や高齢化が進んでおり、人手不足から事業が継続できず、倒産するケースも見受けられる。市民の暮らしを守るためにも、建設業の人材確保は喫緊の課題である。

①働き方改革の推進

その要因の一つとして、長時間労働や休日の少なさが挙げられている。国において、昨年

6月に建設業法などいわゆる担い手3法が改正され、発注者の責務として適正な工期設定や施工時期の平準化等を通して、働き方改革の推進に取り組むことが求められていることから、本市においてもそれらを着実に実行すること。

②地元企業の育成

競争性の確保や技術力などの課題もあるが、地元企業の受注機会の拡大等を通して、地元企業の育成に努めること。

【市の対応】 所管課：契約検査課

①働き方改革の推進

工期設定については、栃木県土木工事標準積算基準書記載の標準工期、若しくは積上げにより行っています。それぞれ、準備期間、土日祝祭日、年末年始・夏休み、雨天・荒天日数、後片付け期間などを考慮した工期となっています。

次に、公共工事の発注量は、年度前半は比較的少なく、年度後半に増加、集中する傾向があります。平準化はこの閑散期と繁忙期の差を縮小させることを目的としています。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、地方公共団体においては、平準化の取組みが努力義務とされています。

国（国土交通省）が示す平準化の方法としては、①債務負担行為の活用（ゼロ債務）②柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）③速やかな繰越手続き④積算の前倒し⑤早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）が示されています。

本市においても適正な工期の設定や施工時期の平準化については既に庁内に周知しています。また、柔軟な工期の設定の制度設計なども、順次取り組んでいるところです。

②地元企業の育成について

地元企業の受注機会の拡大については、栃木市建設工事等請負業者選定要綱運用基準において、一般競争の入札参加資格要件に事業者の所在地に係る条件を付すときは、原則として、市内業者のみを参加させるよう地域要件を設定するものとされており、指名競争入札においても市内業者を優先した指名選考を行っております。

令和元年度に執行した建設工事281件の入札の内、市内業者が落札した件数は275.1件（少数点以下は特定建設工事共同企業体の受注については出資比率で案分しているため）準市内業者が3.35件、市外業者が2.55件で、率では97.9%が市内業者の受注となっています。

また、格付においては経営規模等評価の点数に加え市内業者のみを対象に工事成績と社会貢献項目の独自の点数を加算し行うことにより受注機会の拡大に努めています。

なお、高度な技術力を要する建設工事等で共同企業体を組む場合には、必ず1者は市内業者を含めることとし技術力を高める機会の確保に努めており、地元業者の育成につながるものと考えております。

提言事項5 子育て環境の充実について

【議会としての提言】

①ホームページの更なる充実

ホームページは子育て世代が情報収集をする上で、重要なツールである。本市においては、昨年1月にホームページのリニューアルが行われ、これまで担当課別だった分類を見直し、子育て・教育関係サブサイトを新設するなど探しやすさの面からは改善がされているが、個別のページについては情報不足を指摘する意見が寄せられていることから、関係者と連携し、ホームページの更なる充実を図ること。

②各種助成の拡大

こども医療費やインフルエンザ予防接種について助成の拡大を求める意見が多くみられることから、子育て世帯の経済的な負担軽減のためにも、限られた財源を効果的に活用し、助成の拡大を検討すること。

③近隣の市町と連携したイベント等の開催と情報発信

市で実施する講座やイベント等については、受益者負担の原則から栃木市民限定のものがみられるが、近隣の市町と連携し、地域を超えたイベント等の開催や情報発信についても検討すること。

【市の対応】 所管課：シティプロモーション課、保険医療課、子育て支援課

①ホームページの更なる充実

幼稚園（認定こども園）の情報については、市民の皆様より市ホームページの充実の要望がありますが、民間の施設ということもあり、各園がそれぞれに開設しているホームページに委ねているところです。今後は、市ホームページから各園のホームページへのリンク設定をわかりやすくするとともに、各園に内容の充実と定期的な更新を要請してまいります。

また、相談場所がわかりにくいという指摘のありました「すこやか子育て相談室」のホームページについては、相談できる内容や地図などの情報を新たに追加いたしました。

②各種助成の拡大

こども医療費助成制度については、県では小学6年生までを対象とし、窓口負担のない現物給付は未就学児までを対象としておりますが、本市は現在、県の制度を拡充し中学3年生までの現物給付を行っております。

国・県等に対して、助成対象年齢の拡大及び現物給付の拡大等について要望するとともに、市の助成拡大についても検討してまいります。

また、予防接種の助成拡大については、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されることから、小学校低学年を対象にインフルエンザ予防接種助成の拡大を検討してまいります。

③近隣の市町と連携したイベント等の開催と情報発信

市内の児童館及び子育て支援センターのイベント等は、既に市外の方も利用可能であり、今後も継続してまいります。また、それらのイベント情報について、本年度より民間や指定

管理施設の情報も含め、市ホームページ上の「子育て広場 Web 版」としてまとめて掲載を開始いたしました。今後は当該ページの利用について周知をまいります。

なお、市内子育て支援センターの連携行事や県内児童館の合同行事は、現在新型コロナウイルス感染症の影響で中止しておりますが、子育て世代の皆様が安心して遊ぶことができるような運営を進めるとともに、今後、近隣市と連携したイベント等の開催について検討してまいります。

提言事項6 食物アレルギーへの理解促進と災害時の支援の充実について

【議会としての提言】

食物アレルギーを持つ方は近年増加しており、最悪の場合は命に係わることもあるため、食物アレルギーを正しく理解し、細心の注意を払うことが必要である。また、災害時には避難生活が長期にわたる可能性もあり、自助による備えだけでは限界があることから、行政による適切な支援・配慮や周囲の市民の理解が必要である。

①食物アレルギーを持つ方に配慮した避難所運営

避難所の運営にあたっては、食物アレルギーを持つ方が安心して避難できるように受け入れ体制の整備に加え、炊き出しや弁当配布時の原材料の表示等の誤食を防ぐ取り組みや乳幼児向け等の年齢に応じたアレルギー対応食の備蓄の充実を図ること。

②食物アレルギーへの理解促進に向けた取り組みの推進

食物アレルギーへの理解不足から対応が進まなかったり、不快な思いをしたりするケースもあることから、食物アレルギーへの理解促進に向けた取り組みを推進すること。

【市の対応】 所管課：危機管理課、健康増進課、保健給食課

①食物アレルギーを持つ方に配慮した避難所運営

避難所の運営にあたっては、受付の際に避難者が記入する「避難所利用者登録票」に、けがや病気・障がい・アレルギー・妊娠中など、特に配慮が必要な事項を記載していただく欄を設け健康状態の把握に努めております。食物アレルギーを持つ方については、保健師及び管理栄養士が食事状況や持参している食品等を把握するとともに、特殊栄養食品が必要な場合には、速やかに支援が得られる栃木県栄養士会に要請いたします。炊き出しや弁当配布時には、団体や事業者等アレルギー表示を行うことを依頼するなどの配慮をまいります。

また、アレルギー対応食として、アレルギー物質である特定原材料等 28 品目除去のおかゆに加えて、同様のライスクッキーも備蓄しております。今後につきましても、様々な食物アレルギーをお持ちの方に対応できるよう備蓄の充実を努めてまいります。

②食物アレルギーへの理解促進に向けた取り組みの推進

食物アレルギーへの理解促進については、市立小中学校の教員を対象に、専門の医師による食物アレルギー対応における講習会を開催し、食物アレルギーへの理解を深め、緊急時の対応に備えています。

また、アレルギーをお持ちの乳幼児の方については、乳幼児健康診査においてアレルギー

の内容や処方薬等を記載できるカードを配布し、有事の際に提示いただくことで周囲からの支援や配慮が受けやすくなるよう、平時から携帯しておくことを勧めております。